

市政ニュース

あま市役所

開庁時間
午前8時30分～午後5時15分
土・日曜・祝日

開庁日



甚目寺庁舎に 手話通訳者を配置しています

火曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
木曜日 午前9時～正午
※上記以外の曜日、または甚目寺庁舎以外でのご利用につきましては、お問い合わせください。

問合せ先 社会福祉課
☎444・3135 FAX443・3555

✉shogai@city.ama.lg.jp



子育て応援 ファミリー・サポート・センター 依頼会員を募集します

子育てのお手伝い(お子さんの送迎・一時預かり)をしてほしい方、地域の方にお願ひしてみませんか?

登録説明会

日時 ①4月20日(火)②4月24日(土)
午前10時～11時45分

場所 ①大治町総合福祉センター
②美和公民館

対象 生後6か月から小学校6年生までのお子さんがいるあま市、または大治町内在住もしくは在勤の方

※妊婦さん、または生後6か月未満のお子さんをお持ちの方も仮登録可能。お問い合わせください。

※登録説明会への参加が必要です。都合がつかない場合は事務局へお電話ください。

※説明会の無料託児有ります(4か月から未就学児まで、要予約、定員有ります)。託児ご利用を希望の方は開催日1週間前までに申込みが必要です。

定員 8人

申込 説明会の3日前までに電話、またはメールでお申し込みください。

「メール申込」件名「説明会申込み」、本文に「氏名、電話番号、参加日、託児の有無(有りの場合は名前、月齢・年齢)」を記入して送信してください。

問合せ先 あま市・大治町広域ファミリー・サポート・センター事務局
(甚目寺庁舎子育て支援課内)

☎462・01500

FAX462・01600

✉ama-harufamisapo@clovernet.ne.jp



「病児・病後児保育」の登録は年度更新が必要です!

病児・病後児保育事業の利用には事前の登録が必要ですが、年度ごとに新たな登録が必要です。令和3年度のご利用をお考えの方は事前にご登録されることをお勧めします。

病児・病後児保育事業とは、保護者の就労等のために、家庭で保育等ができない児童で、入院の必要がない病児、または病気の回復期にあり、集団での保育等が困難な児童を一時にお預かりする制度です。

場所 あま市病児・病後児保育室 (あま市民病院内1階)

ふたば病児保育室(もちづき内科 & はるかこどもクリニック2階)

利用日時 月～金曜日(祝日および年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時

対象年齢 生後6か月～小学6年生

問合せ先 あま市病児・病後児保育室
☎080・2662・3898

ふたば病児保育室
☎449・1373

※詳しいご利用方法は市公式ウェブサイトまたは、電話にてご確認ください。



あま市公式ウェブサイト



ふたば病児保育室

税



固定資産の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

地方税法第416条の規定により、令和3年度の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。

縦覧期間 4月1日(木)から5月31日(月)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜・祝日を除く)

縦覧できる方 市内に土地、家屋を所有する方で固定資産税の納税者(土地、家屋の所有者であっても、固定資産税が課税されていない方は、縦覧ができません)

必要なもの 本人確認書類、委任状(本人・同一世帯以外の方や法人の場合)

※本人確認書類とは、氏名・生年月日・住所が記載されたもので、マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・健康保険証等です。

縦覧場所 税務課(本庁舎)

問合せ先 税務課

☎444・05009

FAX445・38556

保険・年金



障害基礎年金制度のお知らせ

障害基礎年金は、病気やけがによって生活や仕事が制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることが出来る年金です。障がいの原因となった病気やけがについて初めて医師、または歯科医師の診療を受けた日(初診日)に「国民年金」に加入していた場合に請求できます。

なお、20歳前や60歳以上65歳未満(年金制度に加入していない期間)で、日本国内に住んでいる間に初診日がある場合も請求できます。

ただし、**障害基礎年金**の請求には、年金の納付状況等の条件が設けられている場合があります。また、障がいの程度によっては、請求しても受給できない場合があります。

請求の条件・方法等は請求される方によって異なるため、詳細についてはお問い合わせください。

問合せ 中村年金事務所

☎453・7200

保険医療課

☎444・3168

FAX 443・3555

産前産後期間の国民年金保険料の免除制度のお知らせ

国民年金第1号被保険者の方は、届出を行うことで、産前産後期間の国民年金保険料が免除(この期間は納付したものとみなされます)となります。

免除期間は、出産予定日、または出産日の属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間)です。

なお、「**出産**」とは妊娠85日(4か月)以上の分娩をいい、早産、死産、流産及び人工妊娠中絶を含みます。

対象者 「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

届出時期 出産予定日の6か月前から届出可能です。速やかに届出ください。

必要なもの

- ① 出産をされた(予定を含む)方の年金手帳
 - ② 母子健康手帳
- ※被保険者と子が別世帯の場合は出生証明書等、出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要です。詳細についてはお問い合わせください。

問合せ 中村年金事務所

☎453・7200

保険医療課

☎444・3168

FAX 443・3555

国民年金保険料の学生納付特例申請手続きのお知らせ

国民年金の第1号被保険者である学生で、国民年金保険料を納付することが困難な場合、保険料の納付が猶予される「**学生納付特例制度**」があります。

納付特例承認期間は年金額には反映されませんが、障害基礎年金や遺族基礎年金を請求する場合は、資格期間の対象となります(10年以内に追納すると年金額に反映されます)。

令和2年度に申請された方で、今後も在学予定期間がある方には、日本年金機構から申請書(はがき形式)が送付されます。引き続き学生納付特例を希望される方は、必要事項を記入し、投函してください。

対象者 前年の所得が128万円以下(扶養親族がいらない場合)である20歳以上の学生

ただし、令和2年度以前の申請分は、令和元年以前の所得が118万円以下(扶養親族がいな

い場合)である20歳以上の学生
必要なもの

- ① 年金手帳
- ② 学生証(有効期限が令和4年3月末であるもの)、または在学証明書(発行日が令和3年4月1日以降のもの)

※学生証(表・裏)は「コピー可」

詳細についてはお問い合わせください。

問合せ 中村年金事務所

☎453・7200

保険医療課

☎444・3168

FAX 443・3555

福祉



手当支給日のご案内

4月は、特別児童扶養手当・愛知県在宅重度障害者手当の支給月です。各手当の振込み予定日は、次のとおりです。ご確認ください。

●特別児童扶養手当

4月9日(金)

●愛知県在宅重度障害者手当

4月23日(金)

問合せ 社会福祉課

☎444・3135

FAX 443・3555

戦没者等のご遺族の皆様へ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第十一回特別弔慰金)については、令和2年4月1日(水)より請求受付を行っております。請求期限を過ぎますと第十一回特別弔慰金を受け取ることができなくなりますので、ご注意ください。

対象者 戦没者等の死亡当時のご遺族のお1人(詳細につきましては、社会福祉課までお問い合わせください。)

支給内容 額面25万円(5年償還の記名国債)

請求期間 令和2年4月1日(水)~令和5年3月31日(金)

請求窓口 社会福祉課(甚目寺庁舎)
※午前8時30分から午後5時15分までの開庁時間、土・日曜・祝休日、年末年始を除く)

問合せ 社会福祉課

☎4444・3135
FAX 4443・3555

令和3年度家族介護用品購入助成券交付事業について

在宅で要介護4、または要介護5の認定を受けている方の同一世帯の家族(市民税非課税世帯)に対して、介護用品(紙おむつ、尿とりパッド、使い捨て手袋、ウエットティッシュ、清拭剤、ドライシャンプー)の購入助成券を交付します。

申込 4月1日(水)から(閉庁日を除く)

詳しくは、高齢福祉課(甚目寺庁舎)までお問い合わせください。

問合せ 高齢福祉課

☎4444・3141
FAX 4443・3555

寄附



寄附のお礼

美・寿サロン☆JUNA会員様一同
現金3,310円

ご厚意ありがとうございました。

問合せ 総務課

☎4444・1711
FAX 4441・8330

マイナンバーカード



マイナンバーカード交付専用窓口を開設します

増加するマイナンバーカードに関する相談・交付を、より安全かつ確実に行うため、4月1日(水)より甚目寺庁舎内にマイナンバーカード交付専用窓口を開設します。

お手元にマイナンバーカード交付通知(ハガキ)が届きましたら、ご本人様が必要な書類等をお持ちいただき、マイナンバーカード交付専用窓口へ開庁時間内(予約不要)にお越しください。

また、マイナンバーカード交付専用窓口では、平日の開庁時間にマイナンバーカードの受け取りができない方のために予約をしていたことで、時間外での交付にも対応しています。詳しいことは、マイナンバーカード交付専用窓口までお問い合わせください。

時間外窓口開設日時

- ・ 毎月第2・3水曜日の午後5時20分から7時20分まで
- ・ 毎月第2日曜日と最終土曜日の午前9時から正午まで

予約受付日時

月~金曜日(休日及び年末年始を除く)午前8時30分~午後5時15分

※七宝・美和市民サービスセンターではマイナンバーカードを受け取ることができませんので、お間違えのないようお願いいたします。

予約問合せ 市民課マイナンバー

カード交付専用窓口

☎4444・5675
FAX 4443・3555

